

第2期生きるを支える やいづきずなプラン **概要版**

市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、
心身ともに健やかで、いきいきと笑顔で暮らせるまち



令和6年3月

焼津市

計画策定の趣旨

一人でも多くの命を守ることを目指すとともに、市民が自ら命を絶つことの予防に関する正しい知識の普及啓発や対策に係る人材の育成を推進し、また危険性が高い人をケアする、悩みを抱えた人が相談できる体制の整備・充実を図ります。

施策の体系

基本理念及び全体目標に基づき、国の「総合対策大綱」における重点目標や、全国的に実施することが望ましいとされている基本項目、重点施策等を踏まえて、焼津市の生きることを支える対策の基本施策を示します。

《基本理念》

《基本方針》

《基本施策と主な取組内容 ※赤字は第2期で新規追加》



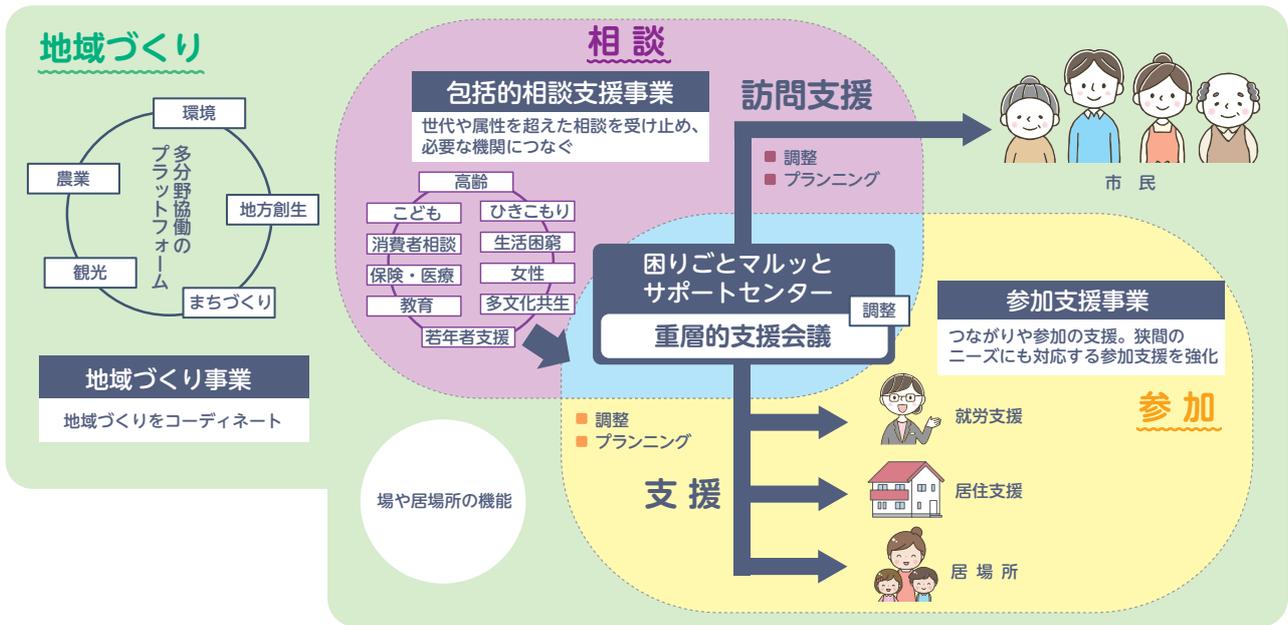
重点施策

1 相談支援体制の充実

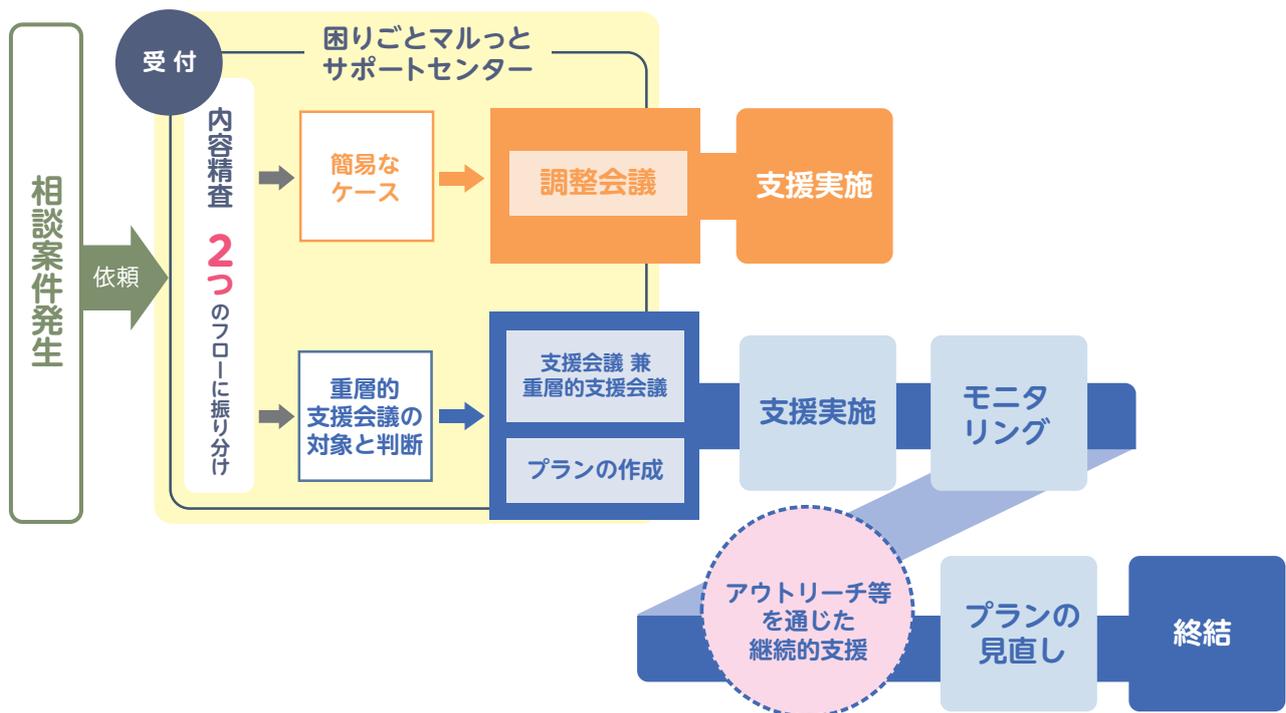
■ 困りごとマルっとサポート事業の推進【新規】

成年後見制度の利用促進、生きるを支える支援、ひきこもり支援、重層的支援体制整備事業の総合中核機関である「困りごとマルっとサポートセンター」による支援を推進します。

〈困りごとマルっとサポート事業（重層的支援体制整備事業）全体像〉



〈困りごとマルっとサポート事業 支援の流れ〉



■ 様々な年齢層を対象とする情報発信の充実

子どもから高齢者まで、様々な年齢層を対象に、それぞれの特性を踏まえた情報発信の充実を図ります。

■ アルコール依存症等に関する相談事業の実施

地域の支援団体（焼津断酒会）等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談事業を実施します。

2 人材の確保及び育成

■ ゲートキーパー養成研修の拡大

危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人材を養成するため、ゲートキーパー養成研修をこれまで（令和元年度～令和4年度実績563人）以上に多くの市民へ受講を促進するほか、市職員・教職員等においても受講を拡大します。

また、ゲートキーパー養成研修の内容充実、ゲートキーパーへの情報提供や活動支援などにより、人材のレベルアップが図れるような環境の整備に努めます。

3 市民への啓発と周知

■ 関連事象等に関する正しい知識の普及啓発

生きることを支えるための関連事象等の正しい知識の普及や、ゲートキーパーの役割について関心を高めることができるよう、市民への普及啓発を積極的に実施します。

4 地域の多様な関係機関のネットワーク強化

■ 関係機関等とのネットワークの連携強化

行政、関係機関、民間団体等で構成された、対策を総合的に推進するために意見交換等を行う組織を通じて連携を強化します。

5 子ども・若者の対策のさらなる推進

■ 予防・啓発活動やSOSの出し方に関する教育の推進

小中学生は、長期休業明けにリスクが高いというデータがあります。そこで、長期休業前及び長期休業中を重点期間として、啓発活動やSOSの出し方に関する教育に取り組みます。小学生に対してはアンケートで悩みを訴えた児童、中学校では全ての生徒に対して個別面談を実施しながら心のケアを行います。

■ 1人1台端末の活用等によるリスクの早期発見と適切な支援【新規】

リスクの把握や適切な支援につなげるため、「緊急強化プラン」に基づき国が整理・作成するシステムやマニュアル等を踏まえて、1人1台端末の活用等によるリスクの把握と適切な支援を図ります。

■ ひきこもり状態の方への支援【新規】

ひきこもり状態の人とその家族が、ひきこもりに至った原因や過程、抱えている生活課題などをより相談しやすい体制の整備に努めるほか、県の「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、市内外の関係機関と連携し、本人や家族に寄り添い、伴走支援する体制の構築を目指します。

6 女性への支援の充実

■ 妊娠期からの切れ目のない一体的支援

令和5年8月に設置した「こども家庭センター」を通じて、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、「児童福祉」・「母子保健」の各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行います。

また、妊婦・乳幼児健康診査や産後ケア事業、その他の母子保健事業を通じて、妊産婦の心身の健康を支援する取組を推進します。

7 高齢者への支援の充実

■ 地域の介護予防の拠点となる「通いの場」の充実

高齢者同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる場であり、地域の介護予防の拠点でもある「通いの場」の充実を図ります。

8 働く環境の整備・推進

■ 精神疾患の早期発見

健康診断等の場において、うつ病やこころの状態を把握するスクリーニングを実施し、うつ病等の早期発見・早期治療につながるよう適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。

9 生活困窮者への支援の推進

■ 生活困窮者等に対する相談窓口の充実

生活困窮者等に対する相談窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業等に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。

10 災害時における体制の整備

■ 個別避難計画作成の促進【新規】

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障害者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについてまとめた個別避難計画の作成を促進します。

こころの健康と生きるための支援 相談窓口

困りごとマルっとサポートセンター 市役所本庁舎 2階

054-631-5530 (福祉調整担当)

Email : fukushi@city.yaizu.lg.jp

名称	内容	担当	連絡先	営業時間	備考
精神保健相談	心の病気について相談したい方の相談に応じます	静岡県中部健康福祉センター	054-644-9281	月～金曜（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	要予約
高次脳機能障害医療等総合相談会	病気や事故により記憶や注意力が低下し生活に支障をきたしている方の相談に応じます				要予約
ひきこもり相談	ひきこもりに悩む方と家族等の相談に応じます				要予約
若者こころの悩み相談窓口	こころの悩みを抱えた若者やご家族からの相談に応じます	静岡県障害福祉課	0800-200-2326	月～金曜（祝祭日を除く）24時間	電話相談
すみれ相談	大切な人を自死で亡くされた方の相談に応じます	静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245	月～金曜（祝祭日を除く） 午後1時～4時	要予約
依存相談	薬物・アルコール・ギャンブル等依存症に関する悩みを抱える方の相談に応じます			原則第1・3木曜日、第3月曜日 午後1時～4時	要予約
静岡いのちの電話	こころの悩みをお持ちの方の相談に応じます	静岡いのちの電話	054-272-4343	毎日 正午～午後9時	
相談支援事業所 暁	障害をお持ちの方の相談に応じます	社会福祉法人 高風会	054-620-9202	月～金曜（祝祭日を除く） 午前9時～午後5時	
相談支援事業所 わおん		社会福祉法人 焼津福祉会	054-624-3077		
相談支援事業所 焼津市社会福祉協議会		焼津市社会福祉協議会	054-621-2941	月～金曜（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	
生活困窮者自立支援事業		経済的に困りの方の相談に応じます	焼津市地域福祉課	054-631-5531	月～金曜（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

✿ 65歳以上の方の相談に応じます ✿

名称	内容	担当	連絡先	営業時間	備考
北部地域包括支援センター	大村・豊田・東益津地区 (6,7,8,9,10,15,16,17 自治会)	焼津市社会福祉協議会	054-626-3219	月～金曜（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時	
中部地域包括支援センター	焼津・小川地区 (1,2,3,4,5,11,12,13 自治会)	焼津市医師会	054-626-8811		
南部地域包括支援センター	港・大富・和田地区 (14,18,19,20,21,22,23 自治会)	社会福祉法人 正生会	054-656-3322		
大井川地域包括支援センター	大井川地区	焼津市社会福祉協議会	054-664-2700		

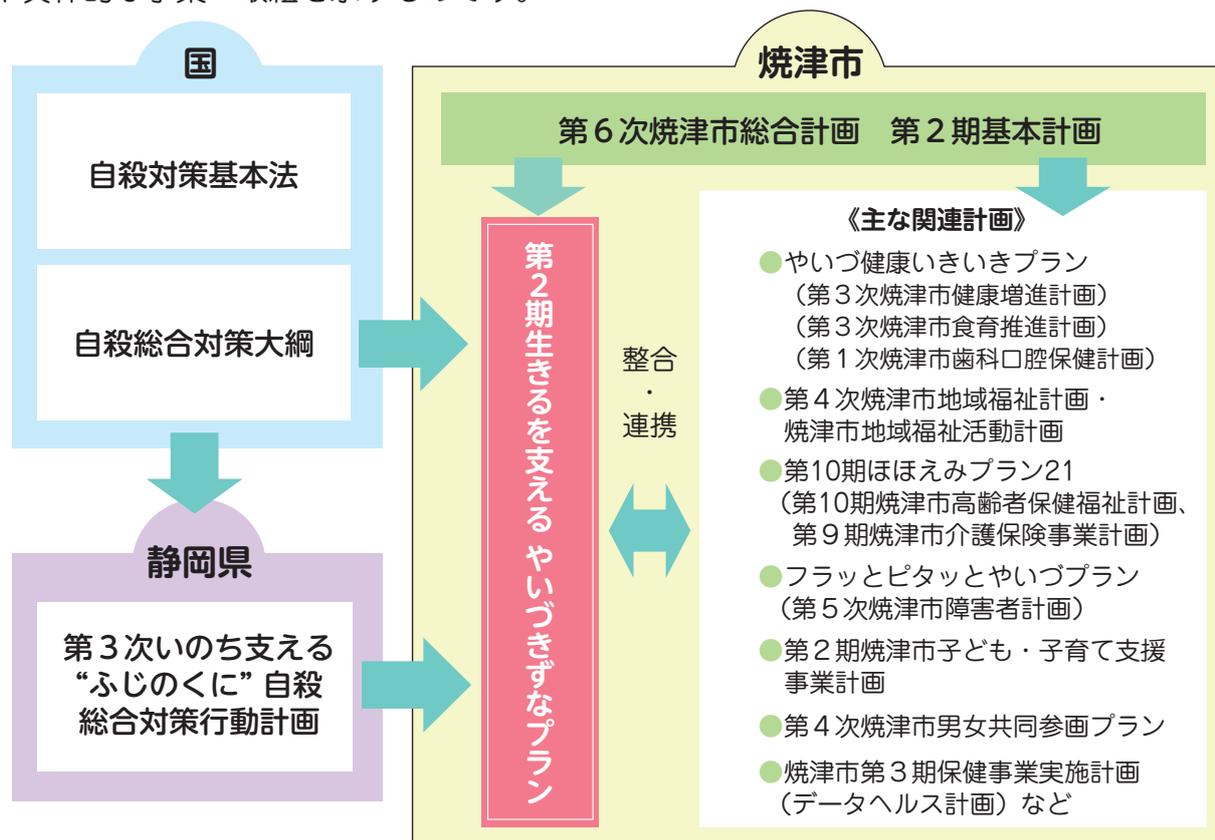
✿ 市民相談等 ✿

名称	内容	担当	連絡先	営業時間	備考
女性相談	家族や職場の相談に応じます	焼津市 市民協働課	054- 626-1178	予約受付時間: 午前8時30分～午後5時	予約制 面談形式
青少年教育相談	青少年の相談に応じます（不登校・ひきこもり・いじめ・交友関係・学校生活・学業・進学・就職・子育て・しつけ等）	焼津市 青少年教育相談 センター	054- 631-4346	月～金曜（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時	
家庭児童相談	子どもや家庭に関する不安や悩みの相談に応じます	焼津市 こども相談課	054- 626-1165	月～金曜（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時	
発達相談	子どもの発達についての相談に応じます				
DV相談	配偶者や交際相手からの暴力についての相談に応じます				
母子健康相談室	乳幼児を持つ保護者の相談に応じます（身体計測・育児相談等）	焼津市 保健センター	054- 625-4115	月～金曜（祝祭日を除く） 午前9時～11時	
弁護士相談	弁護士が、夫婦・親子、相続・土地・家の賃借、金銭貸借など、民事の法律全般についての相談に応じます	焼津市 市民相談室	054- 626-1133	毎週水曜午後1時～3時 ※毎月第1相談日は午前 10時～正午、午後1時～ 3時	要予約
司法書士相談	司法書士が、不動産の権利（相続・売買・贈与・担保など）についての相談に応じます			毎月第2月曜 午後1時～4時	要予約
公証人相談	公証人が、相続や金銭の貸借、借地・借家などの相談に応じます			偶数月第4火曜 午後1時30分～4時	要予約
交通事故相談	交通事故相談員が、交通事故の示談、自賠責保険請求手続きなどに対する相談に応じます			第1・3水曜 午前9時30分～ 午後3時30分	予約可
建築なんでも相談	建築士が、住宅の耐震相談、バリアフリー住宅等についての相談に応じます			毎月第2火曜 午後1時～3時30分	予約可
登記・測量相談	土地家屋調査士が、民々の土地境界に関するトラブルに対する相談に応じます			毎月第2火曜 午後1時～3時30分	予約可
市民相談	市民相談員が、身の回りの悩み・心配事の相談に応じます			月～金曜 午前8時30分～午後5時	
労働相談	社会保険労務士が、労働（解雇、賃金、退職金、過重労働、労災、セクハラ）について相談に応じます			毎月第3木曜 午後1時30分～午後4時	要予約
行政相談	行政相談員が、国や県、市などの仕事に対する要望や苦情、意見などに応じます			※市民相談室:毎月第1・第 3月曜 午後1時～3時30分 ※ほほえみ:毎月第3木曜 午後1時～3時30分	
人権相談	人権擁護委員が、人権に関わる相談（いじめ、いやがらせ、家庭・近所のことなど）に応じます			※市民相談室:第1・第3木曜 午前9時30分～正午 ※ほほえみ:毎月第2・第4 木曜 午後1時～3時30分	
消費生活相談	消費生活相談員が、商品やサービスの契約や訪問販売のトラブル相談に応じます			※市民相談室:月～金曜 午前9時～午後4時 ※ほほえみ:毎月第2・第4 金曜 午前9時～11時	ほほえみのみ 要予約
弁護士による多重債務相談	弁護士が、多重債務（借金）の解決に向けて相談に応じます			焼津市 消費生活 センター	054- 626-1147

計画の位置づけ

本計画は、生きることを支える施策を推進していくための総合的な計画で、自殺対策基本法第13条第2項に示される市町村計画であり、国の自殺総合対策大綱、静岡県の「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に対応するものです。

また、本計画は、焼津市のあらゆる分野のまちづくりの方向性を定めた「第6次焼津市総合計画」に基づき、「やいづ健康いきいきプラン」等との整合・連携を図り、焼津市の対策の基本的な方向や具体的な事業・取組を示すものです。



計画の期間と目標

計画名等	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
第2期生きるを支えるやいづきずなプラン	見直し・改定	評価	評価	評価	評価	見直し・改定

全体目標

一人でも多くの市民の命を守り、さらなる死亡者数及び死亡率の減少を目指すことを掲げます。

第2期生きるを支えるやいづきずなプラン【概要版】

発行：焼津市

編集：焼津市健康福祉部地域福祉課 〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16番32号

TEL：054-631-5530 FAX：054-626-2189

E-mail：fukushi@city.yaizu.lg.jp

